

特命随意契約理由書

878

件名	学校等消毒業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、学校等の消毒業務を実施する。
選定理由	<p>新型コロナウイルス感染症拡大に伴う学校等の消毒は、教職員が行っているが、専門的な知識も不十分なため、感染のリスクが大きくなっている。児童、生徒及び園児が安心して学校生活を送れるように、学校等の消毒作業を委託するものである。</p> <p>未だ新型コロナウイルス感染症の収束が見えないことから学校等の早急な消毒が必要であり、そのため、専門的な知識をもつ業者に依頼し、一定の時間に集中して行うことが効果的である。</p> <p>1月26日に入札を行ったが、落札後辞退となり不調となった。再入札を行うと、年度内の業務実施が不可能である。応札業者のうち予算の範囲内で実施できるとした業者は、下記事業者のみであり、他区における学校等の清掃業務の受託実績もあり、消毒業務も早急な対応が可能なことから、急速に契約をしなければ契約する機会を失い、入札に付すことが不利となる。</p> <p>以上の理由から下記業者を契約の相手方として指定する。</p>
契約の相手方	<p>名称 高橋工業株式会社</p> <p>住所 東京都文京区湯島三丁目26番5号</p>
※ 契約年月日	令和 3 年 2 月 3 日
※ 契約金額	2,523,400 円 (消費税を含む)
契約期間	契約締結日の翌日から令和3年3月31日まで
担当課	子ども部 学務課
根拠規程	地方自治法施行令167条の2第1項第6号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特 命 随 意 契 約 理 由 書

877

件 名	和泉小学校 ガス吸収式冷温水発生機部品交換業務
種 類	工事： 土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品： 物品・委託、 <u>その他</u>
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	和泉小学校地下1階空調機械室内のガス吸収式冷温水発生機2号機で、内部部品が故障し機器が作動しないため、設備の修繕整備を行い暖房運転ができるようにする。
選 定 理 由	<p>本施設の空調設備は、大部分をガス吸収式冷温水発生機2台で賄っている。施設竣工から30年以上が経過し、経年劣化による点火不良や冷温水ポンプへの連動不良等の不具合がたびたび発生し、現在、1台しか作動していない。残る1台で全力運転しているが、2台とも故障した場合、施設全体の空調設備が停止してしまい、昨今は換気の必要性もあることから、施設運営上著しい支障をきたすおそれがある。また、稼働中の1台は、昨年度不具合が起きて修理したものであり、早急に修理をする必要がある。</p> <p>和泉小学校で使用しているガス吸収式冷温水発生機は、下記業者の製品である。本件は、日常の設備点検時に見つかった不良であり、また本設備は既存部分と新規交換部分が相互に密接な関連のもとに機能するものであるため、同一の者以外では責任区分が不明確になり、また、故障発生時の原因究明・故障修理などの対処が困難になるなど、業務の履行を達成できない。</p> <p>以上の理由により、下記業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	名称 パナソニック産機システムズ株式会社 首都圏支店 住所 東京都墨田区押上1丁目1-2
※ 契約年月日	令和 3 年 2 月 1 日
※ 契約金額	658,460 円 (消費税を含む)
契約期間	契約締結日の翌日から令和3年3月31日まで
担 当 課	子ども施設課
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

件名	千代田区公衆無線 LAN サービス用機器の移設業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	万世橋出張所の新庁舎への移転にともない、旧庁舎内に設置している「千代田区公衆無線 LAN サービス提供業務」用の機器を新庁舎へ移設する。
選定理由	「千代田区公衆無線 LAN サービス提供業務」はアプリケーション提供事業者のグループ事業者である下記事業者がアクセスポイント等の環境整備の施工を実施した。 機器の移設においては、既設の機器、設備、情報処理システムが密接不可分の関係であり、同一の者以外では責任区分が不明確になり、また、故障発生時の原因究明、故障修理など対処が困難になるなど業務履行が達成できない。 以上のことから、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名称 東日本電信電話株式会社 住所 東京都港区港南一丁目9番1号
※ 契約年月日	令和 3 年 2 月 15 日
※ 契約金額	968,000 円 (消費税を含む)
契約期間	契約締結日の翌日から令和3年3月31日
担当課	政策経営部 IT推進課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれていません。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件名	洗浄装置の購入
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：(物品)・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	各種検査で使用したガラス器具等の洗浄を目的とし、購入する。
選定理由	当案件について、令和3年2月5日(金)に公募制指名競争入札を行ったが、予定価格内の応札がなく、不調返戻された。 そこで、下記業者と交渉したところ、価格、条件を変更せず本案件を請け負えることとなったため、契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名称 前田製作所 住所 東京都文京区本郷2丁目15番17号
※ 契約年月日	令和 3 年 2 月 18 日
※ 契約金額	1,760,000 円 (消費税を含む)
契約期間	契約締結日の翌日から令和3年3月31日
担当課	保健福祉部 生活衛生課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第8号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件名	九段下まちかど広場地下水排水処理業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	<p>「九段下まちかど広場」として整備・管理運営し、区民等へ開放している九段南一丁目3番4他土地は、区が令和5年3月31日まで使用貸借している（現在は所有者の承諾を得てコロナ対策のためPCR検査場として利用している。）。</p> <p>当該敷地内に残置している地下躯体内に雨水が貯溜してきているので、溢水を防止するため排水処理する。</p> <p>なお、土地使用貸借契約書上、地下躯体の図面等を第三者に公開することについては、セキュリティ等の管理上の問題から最小限度にとどめる必要がある。</p>
選定理由	<p>本件については、区が無償で借りている土地の管理であり、広く一般に開放される場所である。万が一にも地下にたまった雨水があふれ出した場合、周辺への影響が大きい。</p> <p>下記業者は、過去に土地所有者が同業務を委託した実績があり、新たに第三者に図面等を公開することなく、土地使用貸借契約書を遵守することができる。また、当該施工者に施工させることにより、工期の短縮、経費の節減に加え、工事の安全・円滑かつ適切な施工を確保する上で有利と認められる。</p> <p>以上の理由により、下記業者を契約相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>名称 鹿島建設株式会社</p> <p>住所 港区元赤坂1-3-8</p>
※ 契約年月日	令和 3 年 2 月 24 日
※ 契約金額	1,454,640 円（消費税を含む）
契約期間	契約締結日の翌日から令和3年3月31日
担当課	環境まちづくり部 地域まちづくり課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

907

件名	新型コロナウイルスワクチンに係るシステム対応及び接種券等作成等業務（高齢者分）
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引きについて（初版）」（令和2年12月17日付け厚生労働省健康局長通知）において、市区町村が、住民基本台帳に記載されている者のうち、新型コロナウイルスワクチンの接種対象者個人ごとに接種券を送付することとなった。送付については、既存のシステムをもとに簡素な仕組みで迅速かつ的確に処理することが求められているため、対応する機能を総合住民サービスシステムの一機能として追加する。
選定理由	本件は、住民基本台帳に記載されている新型コロナウイルスワクチンの接種対象者を抽出して、接種券の作成を行うものである。住民基本台帳を管理している総合住民サービスシステムに、対応できるよう機能を追加し、運用保守を行うことで、事務を効率的に行う。既存の電算システムと密接不可分の関係にあり、同一システム開発者以外の者がプログラムの増設・追加等を履行すると、既存の電算システムの運用に著しく支障が生じるおそれがある。 以上の理由により、総合住民サービスシステムの構築・開発業者である下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名称 株式会社 電算 住所 長野県長野市鶴賀七瀬中町 276-6
※ 契約年月日	令和 3 年 2 月 1 日
※ 契約金額	7,141,310 円（消費税を含む）
契約期間	契約締結日の翌日 から 令和3年3月31日 まで
担当課	政策経営部 IT推進課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件名	新型コロナウイルスワクチン接種コールセンター用応答メッセージ 設定業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他 物品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	新型コロナウイルスワクチン接種コールセンターの受付用電話機に、業務終了後の案内アナウンス（応答メッセージ）を設定する。
選定理由	各コールセンターで使用する電話機は、区で使用している電話システムの電話機と同じIP電話機のため、IT推進課のマシン室に設置してあるサーバーを利用している。そのため電話機の設定の変更は、ネットワークを含む既存システムと密接不可分の関係にあり、開発・運用事業者以外の者にシステムの増設・追加等を履行させると電話システム以外の既存の電算システムの運用に著しく支障が生じる恐れがある。 以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名称：東日本電信電話株式会社 所在地：港区港南1-9-1
※ 契約年月日	令和 3 年 2 月 5 日
※ 契約金額	563,750 円（消費税を含む）
契約期間	契約締結日の翌日から令和3年3月31日
担当課	保健福祉部 健康推進課 新型コロナウイルス予防接種担当
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれていません。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

913

件名	LGWAN リモートワーク導入に伴う全庁 LAN 端末設定変更業務
種類	<p>工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事</p> <p>物 品：物品・<u>委託</u>、その他</p>
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	<p>全庁 LAN システム上で稼働している業務を、遠隔地等の執務環境であっても現状の執務執行と同等に行えるリモートワークシステムの実証実験を実施するにあたって、必要となる全庁 LAN 端末設定変更を行う。</p>
選定理由	<p>下記業者は、平成 28 年度に全庁 LAN システム等の構築を行い、以後運用保守業務を行っているところである。</p> <p>地方公共団体情報システム機構が展開するリモートワークシステムの実証実験は、全庁 LAN のネットワークが接続する LGWAN 系の回線利用を前提としているものである。</p> <p>このため、既存の全庁 LAN ネットワークシステムと密接不可分なものであり、既存システムの開発・運用事業者以外の者にシステムの増設・改修等を履行させると既存の全庁 LAN の運用に著しく支障が生じる恐れがある。</p> <p>以上の理由により、既存システムの開発・運用事業者である下記事業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>名 称：東日本電信電話株式会社</p> <p>所在地：港区港南 1-9-1</p>
※ 契約年月日	令和 3 年 2 月 10 日
※ 契約金額	2,777,500 円 (消費税を含む)
契約期間	契約締結日の翌日～令和 3 年 3 月 31 日
担当課	政策経営部 IT 推進課
根拠規程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

911

特命随意契約理由書

件名	千代田会館8階全庁LAN拠点追加作業
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	新たに千代田区の拠点として利用する予定の千代田区会館8階において、全庁LANシステムが利用できる環境を新規に構築するための設計及び構築業務を実施する。
選定理由	<p>下記業者は、平成28年度に全庁LANシステム等の構築を行い、以後運用保守業務を行っているところである。</p> <p>当作業は、新たに千代田会館8階において全庁LANシステムが利用できる環境を新規に構築するため、ネットワーク機器の設定作業などを伴う。</p> <p>このため、既存の全庁LANネットワークシステムと密接不可分なものであり、既存システムの開発・運用事業者以外の者にシステムの増設・改修等を履行させると既存の全庁LANの運用に著しく支障が生じる恐れがある。</p> <p>以上の理由により、既存システムの開発・運用事業者である下記事業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>名称：東日本電信電話株式会社</p> <p>所在地：港区港南1-9-1</p>
※ 契約年月日	令和3年2月17日
※ 契約金額	15,785,000円(消費税を含む)
契約期間	契約締結日の翌日～令和3年3月31日
担当課	政策経営部 IT推進課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれていません。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

ス

特命随意契約理由書

件名	新型コロナウイルス予防接種に係るコールセンター及び窓口等業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品 <u>委託</u> その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	新型コロナウイルス感染症予防接種にかかる区民からの電話での問い合わせ対応や接種券の発行、接種記録の入力等、接種にかかる事務を行う。
選定理由	<p>本業務は、事業の趣旨・目的から緊急に対応する必要があり、競争入札に付することができない。また、本事業については、国の指示のもと区が実施主体となり実施することとされているものの、接種スケジュールや詳細な事務手続きが確定していない状況である。</p> <p>そのため、スタッフの募集・手配などを速やかに、かつ、臨機応変に行うことができ、安定した業務体制が構築できる規模の大きな業者である必要がある。</p> <p>千代田区の入札参加資格を有する業者のうち、令和2年に全国一斉に緊急的に実施した特別定額給付金業務の契約実績のある下記業者から本件に関する業務内容を調査・検討したところ、スタッフの募集・手配の観点から安定した業務遂行が期待できることから、本件の契約の相手方として指定する。</p>
契約の相手方	名称 アデコ株式会社 住所 千代田区霞が関3-7-1
※ 契約年月日	令和 3 年 2 月 22 日
※ 契約金額	34,645,882 円 (消費税を含む)
契約期間	契約締結日の翌日～令和3年3月31日まで
担当課	健康推進課 (新型コロナウイルス予防接種担当)
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれていません。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

901

件名	防災パンフレット等の購入
種類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：(物品)・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	防災パンフレット「防災対策総合ガイド(新版)」、安否確認シートについて、内容を修正して指定部数を購入する。
選定理由	<p>防災パンフレットは、どの自治体にも共通する災害発生時の対応や最新の法改正の内容を盛り込んで、出版社が全国の自治体等に向けて共通パンフレットを作成する。各自治体は、共通パンフレットに自治体固有の情報を追加・修正して購入している。</p> <p>本区では、下記事業者の共通パンフレットを導入し、区民への周知・啓発を行っている。本契約は、パンフレットの内容を最新情報に一部改訂し、千代田区固有の情報を加えて印刷・購入するものである。</p> <p>当該共通部分の著作権は出版元が有しているため、改訂・印刷が出版元にしかできないことから、下記事業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>名 称 株式会社東京法規出版</p> <p>住 所 東京都文京区本駒込2丁目29番22号</p>
※ 契約年月日	令和3年2月25日
※ 契約金額	2,477,750 円 (消費税を含む)
契約期間	令和3年3月31日まで
担当課	政策経営部 災害対策・危機管理課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれていません。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

件名	機械式自転車駐車場の撤去及び増設等業務について
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	有楽町駅周辺自転車等放置禁止区域内にある鍛冶橋南高架下自転車駐車場（機械式自転車駐車場）は、利用率が著しく低く、また有楽町駅前に民設自転車駐車場が新たに整備されることから撤去する。また、撤去した駐車用ラックの一部と防犯カメラを再利用して、利用率が高い常盤橋自転車駐車場の駐車用ラックを増設するとともに、盗難事件が発生している秋葉原西側高架下自転車駐車場に防犯カメラを増設する。
選定理由	区内の機械式自転車駐車場 15 か所の保守管理業務は、下記事業者が行っている。 本件業務は、既設の機械式自転車駐車場を稼働しながら増設作業を行うとともに撤去施設の休止作業及び機材を再利用しての作業を行うため、保守管理業務委託と密接不可分なものである。このため、保守管理業務委託を請け負っている業者以外に履行させると、機械式自転車駐車場管理運営に著しく支障が生じるおそれがある。 以上の理由から、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名称 サイカパーキング株式会社 住所 東京都中央区日本橋小網町7-2
※ 契約年月日	令和3年2月26日
※ 契約金額	2,926,601 円（消費税を含む）
期間	契約締結日の翌日～令和3年3月31日
担当課	環境まちづくり部 環境まちづくり総務課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。